令和３年（行コ）第１３６号 東海第二原子力発電所運転差止等請求控訴事件

一審原告　大　　石　　光　　伸　外

一審被告　日本原子力発電株式会社

控訴審準備書面（４２）

- 中部電力における基準地震動についてのデータ改ざんに関する
調査委員会報告書などが明らかにした原子力規制の機能不全 -

２０２６（令和８）年１０月８日

東京高等裁判所 第２２民事部ハに係　御中

一審原告ら訴訟代理人

弁護士　　河　　合　　弘　　之

ほか

目　次

第１　はじめに.....5
第２　７月１日規制庁「中部電力株式会社の不正行為に係る検査状況の報告」の概要（甲Ｄ３３０）.....6
１　代表波の主な選定手順　6
２　事後的組換え（申告調査開始以降のデータ操作）　7
第３　調査報告書の公表とその位置づけ.....8
１　公表の経緯　8
２　調査の方法・範囲　9
３　調査の限界（調査報告書自身による留保）　9
第４　調査報告書によって新たに認定された事実.....9
１　代表波の選定方法に関する新たな認定（選定方法①～④）　10
２　接続周期・模擬地震動に関する新たな認定（周期設定方法⑤⑥・模擬地震動選定方法・Ss2-D 地震動チューニング）　10
３　事後的な証跡の作出（⑨～⑯）　12
⑴　第１段階（２０１８年～２０１９年、審査会合における虚偽説明）.....12
⑵　第２段階（２０２１年、第２回ヘルプライン通報への対応中）.....13
⑶　第３段階（２０２５年、本件規制庁照会への対応中）.....13
⑷　調査報告書の評価.....13
４　内部通報（ヘルプライン）２件を中電勝野社長らが握りつぶしたこと　14
⑴　第１回ヘルプライン通報（２０１９年）.....14
⑵　第２回ヘルプライン通報（２０２１年）.....16
５　規制庁照会への対応の実態　17
６　不正発生の原因分析 - 「独自の正当化理論」　18
７　経営層の関与・認識　22
第５　本件事案の時系列の概要.....22

第６　本件でも同様の問題が生じている可能性があること24
１　一審被告がこれまで行ってきた不正行為　25
⑴　記録・報告をめぐる不正（報告漏れ、記録改ざん、隠ぺい）事案.....25
⑵　度重なる事故・トラブル25
２　２０２０年　敦賀２号機の審査資料の無断書換え-データ改ざん問題　26
３　２０２４年　敦賀２号機の変更申請不許可（初の不合格）　28
４　２０２２年　本件原発の火災頻発と安全管理の不全　28
５　２０２３年　防潮堤施工不良という管理能力欠如と内部告発への不適切対応および隠蔽体質　30
６　小括　31
第７　終わりに.....33
１　あくまで再度設置変更許可申請を行うとする中部電力代表者の会見　33
２　調査報告書を受けての各社の報道等　33
３　浜岡原発における設計基準地震動の過小評価　34
４　社内外から諫言によっても経営陣の不正は止められなかったこと　35
５　一審被告も同様の不正行為を行っている可能性が存在すること　36
時系列タイムライン（不正事案の推移）.....38
１　全体の推移（３期区分）　38
２　第１期①：不正の開始・審査の進行（2012 年ごろ～2018 年５月）　39
３　第１期②：転機　A-17 断層・深さ５㎞化（2018 年５月～８月）　39
４　第１期③：方法②の開始と審査会合での虚偽説明（2018 年後半～2019 年）　40
５　第１期④：第１回ヘルプライン通報とその握りつぶし（2019 年 10 月～2020 年）　41
６　第１期⑤：第２回ヘルプライン通報とその握りつぶし（2021 年１月～３月）　41

7　第 2 期：審査の完了・発覚から社内調査へ（2021 年 7 月～2025 年 12 月）　42
8　第 3 期：公表・規制対応期（2026 年 1 月～9 月）　43

第１　はじめに

１　一審原告らは、２０２６（令和８）年２月２５日付準備書面(32)を提出し、中部電力株式会社（以下「中部電力」という。）による基準地震動データの捏造等の不正の実態（以下「浜岡原発データ捏造等事件」という。）と、その不正が本件訴訟にとって持つ意味について論じた。

すなわち、本件地盤モデルを含む原発事業者による評価結果は、原発事業者による元データの収集、選定、解析及び評価の過程を経て作成されるものであるところ、伝聞証拠と同様、「その作成過程には、過小評価や誤謬が入り込む可能性がある」という経験則が存在するところ、浜岡原発基準地震動データ捏造事件及び本件一審被告のボーリング調査データ書換事件や度重なる審査資料不備事件によって、当該経験則の存在が示されたのであるから、原子力規制委員会（以下「原規委」という。）が元データに基づいて実質的な検証を行っていない審査資料の信用性については、原子力災害の特殊性及び原子力関連法令等の趣旨に照らして、決して無条件に肯定されてはならないというべきである（同書面・１５頁）。

また、これを基準地震動の争点に当てはめるならば、原規委は、一審被告に対して本件元データ（本件原発敷地内の地震観測記録の時刻歴波形のデジタルデータ）の提出を求めておらず、一審原告らが主張するような地盤モデルのサイト特性と本件原発敷地内の地震観測記録に基づくサイト特性との間に乖離が存在するか否かについて科学的に検証していない。したがって、原規委の判断の存在をもって、上記乖離が存在しないと推認することはできない。

一審被告が、上記乖離が存在しないこと（原規委の判断の基礎とされた重要な事実に誤認がないこと）を主張立証するためには、本件元データを提出しなければならず、本件元データを提出する訴訟上の義務を負う。一審被告がこの義務を尽くさない場合には、上記義務違反の効果として、本件基準地震動の基礎とされた本件地盤モデルのサイト特性と本件原発敷地内の地震観測記録に基づくサイト

特性との間に乖離があること（人格権侵害の具体的危険の評価根拠事実）が事実上推認されるべきである。

2　その後、浜岡原発データ捏造等事件については、中部電力の委嘱により設置された特別調査委員会が、２０２６（令和８）年９月１１日に「調査報告書（開示版）」（以下「調査報告書」という。甲Ｄ３２６）を中部電力に提出し、中部電力はこれを同月１４日に公表した。

本準備書面は、①調査報告書によって新たに認定された事実、②本件事案の時系列、③７月１日付の原子力規制庁（以下「規制庁」という。）報告（甲Ｄ３３０）・ＮＨＫ番組報道（甲Ｄ３３２）・調査報告書（甲Ｄ３２６）などを総合して明らかになった事実を総括し、上記１で述べた一審原告らの主張がよりいっそう妥当するとともに、このような事態が、本件訴訟とりわけ裁判所の判断のあり方にとって持つ意味を述べることを目的とする。

なお、浜岡原発データ捏造等事件の理解に資するため、別紙として、時系列タイムラインを本準備書面に添付した。

第２　７月１日規制庁「中部電力株式会社の不正行為に係る検査状況の報告」の概要（甲Ｄ３３０）

規制庁は、２０２６（令和８）年７月１日の原規委において、検査状況の報告を行った（甲Ｄ３３０）。同年６月１７日に中部電力本店で第７回目の検査が実施され、これにより、２２５ケースの地震動評価結果等に対する不正行為の範囲・内容について、一定の事実が明らかになった。

１　代表波の主な選定手順

要追加調査の７７ケースのうち、プレート間地震における分岐断層や内陸地殻内地震との連動ケース（６３ケース）について、代表波選定までの手順が整理されていることが確認された（残る１４ケースについては今後確認予定）。なお、

中部電力によると「本調査結果は暫定であり、今後、変更の可能性がある」とされている。

主な手順は以下のとおりである。

① 委託業者に１ケース当たり１０００波の計算を依頼し、計算結果のうち中部電力が提示した選定基準以上となるものは、グラフ化しない（代表波の選定には用いない）。
② 委託業者から提出された計算結果の中から、調査計画Ｇ（地震動評価ライン）が代表波候補となるものを複数抽出する（選定基準は明らかになっていない）。
③ 施設所掌部署に施設影響確認を複数回依頼する（凡例等を用いて依頼。凡例は、○：成立性ＯＫ、△：成立性に影響しないが選んでほしくない波、×：成立性に影響する可能性がある波、―：検討不要（成立性ＯＫ）、＝：その他）。
④ 調査計画Ｇ（地震動評価ライン）が最終的に代表波となる１波を選定する（なお、代表波となる１波を選定できなかった場合、波の数を増やして計算を依頼する）。
⑤ 代表波が２０波の平均値との残差が最も小さくなるような残りの１９波を選定し、２０波１組の地震動を作成する（以下「組換え」という。）。

すなわち、中部電力は、委託業者に１ケース当たり１０００波もの膨大な数の波を計算させた上で、中部電力が提示した選定基準を超える波を最初からグラフ化せずに排除し、さらに施設所掌部署の「選んでほしくない波」という意見を踏まえて代表波を選定していたのである。これは、地震動評価の結果を意図的に低く誘導するための、組織的・系統的な仕組みであったとしかいいようがない。

２　事後的組換え（申告調査開始以降のデータ操作）

今回の検査では、申告制度に基づく情報提供に対する調査（以下「申告調査」という。）として、中部電力と規制庁との間での面談が開始された２０２５（令

和７）年５月以降においても、中部電力が組換え作業を行っていたことが判明した。

具体的には、組換えが未実施であったケースや、代表波が、２０波の平均値との残差が最も小さいものとなっていなかったケースなどについて、改めて残りの１９波の組換え作業を事後的に実施（以下「事後的組換え」という。）していたものが、２２５ケースのうち６９ケースあった。

これは極めて重大な事実である。すなわち、中部電力は、規制庁から調査依頼を受けた２０２５（令和７）年５月以降も、代表波が平均値との残差最小となるように見せかけるためのデータ操作（事後的組換え）を継続していたのである。これは、みずから行った不正を事後的に隠蔽するための証拠隠滅工作であり、いかようにも規制を潜り抜けようとする強い組織的意志の表れにほかならない。

なお、規制庁は、「今回明らかになった事後的組換えについては、本年１月１４日以降の検査への対応開始後の行為ではないが、検査において重点的に確認するとしている２２５ケースの地震動評価結果等に対する不正行為の経緯に関係することから、引き続き確認を進めていくこととする」としている。規制機関が、調査依頼を受けた後もデータ操作を続けていたという事実自体が、中部電力の悪質性を決定的に示すものと捉えていることが分かる。

第３　調査報告書の公表とその位置づけ

１　公表の経緯

中部電力は、２０２６（令和８）年１月５日、基準地震動策定に係る不適切事案（方法①・②）を公表するとともに、同日、取締役会において第三者による調査委員会の設置を決議した。その後、調査委員会は「特別調査委員会」に改称され、２０２６（令和８）年９月１１日、調査報告書を中部電力に提出し、中部電力はこれを一部改変した開示版(甲Ｄ３２６)を公表した。

２　調査の方法・範囲

調査報告書によれば、本調査は、①関係資料の精査（電子メール約１０万９７７３件を対象とし、重要度の高い約６２９６件を精査）、②関係者へのヒアリング（中部電力や規制庁等の役職員合計５４名に対し、合計延べ８７回実施）および現地確認・視察、③デジタル・フォレンジック調査、④アンケート調査（合計４２２１名を対象に実施し、３７９６件の回答、回答率８９．９％）、⑤ホットラインの設置（調査期間中に合計３名から申告）という方法で行われた（甲Ｄ３２６・１６頁）。

３　調査の限界（調査報告書自身による留保）

調査報告書は、本調査の範囲・限界として、①関係者の法的責任の追及、懲戒処分を含む中部電力による役職員に対する処分の要否、刑事罰等の構成要件該当性等の検討は含まれないこと、②中部電力を退任又は退職した役職員については、同社の電子メールシステム上、退任又は退職から９０日を経過すると電子メールデータが削除されるため、一部について内容の確認ができないこと、③地震動計算・代表波選定業務に関する資料の残存状況が不完全であり、ケース数の認定には一定の留保があること（選定方法①乃至④に該当するケースの総和は２２５ケースに満たない）を明記している（甲Ｄ３２６・１８頁）。

第４　調査報告書によって新たに認定された事実

調査報告書は、中部電力の不適切行為を、①～⑯の１６類型に体系化して認定した。このうち、規制庁報告（甲Ｄ３２９、甲Ｄ３３０）およびＮＨＫの番組報道（甲Ｄ３３２、２０２６（令和８）年８月２４日放送）によってすでに明らかにされていたのは、代表波の選定に係る方法①・②と、調査開始後のいわゆる「組換え」の一部のみである。調査報告書は、これまで公表されていなかった新たな不正類型を多数認定している（甲Ｄ３３２・７３頁～８５頁）。

１　代表波の選定方法に関する新たな認定（選定方法①～④）

⑴　選定方法①は、平均値との残差が最小となる地震動計算結果を多数作成し、その中から定量的な基準によらず人為的に代表波を選定する方法であり、全２２５ケースのうち１０４ケースで行われていた（２０１４（平成２６）年頃以降）。

⑵　選定方法②は、平均値との残差が最小でない地震動計算結果にまで候補を広げて、その中から人為的に代表波を選定する方法であり、７ケースで行われていた（２０１８（平成３０）年以降）。規制庁報告（甲Ｄ３２９、甲Ｄ３３０）および３月３１日報告書が「少なくとも３ケース」としていたのに対し、調査報告書はこれを７ケースと認定した。

⑶　選定方法③は、地震動の計算を多数回行い、加速度等に関する閾値を超過する地震動計算結果を除外し、残ったものの中から、平均値との残差を考慮せず、定量的な基準によらず人為的に代表波を選定する方法であり、プレート間地震に関するケースのうち６３ケースで行われていた（遅くとも２０１９（平成３１）年前半以降）。これは、規制庁報告における「その他の方法（４０ケース）」および「要追加調査（７７ケース）」のうちの連動ケースに相当するものと考えられるが、その全容は規制庁の検査では解明されていなかった。

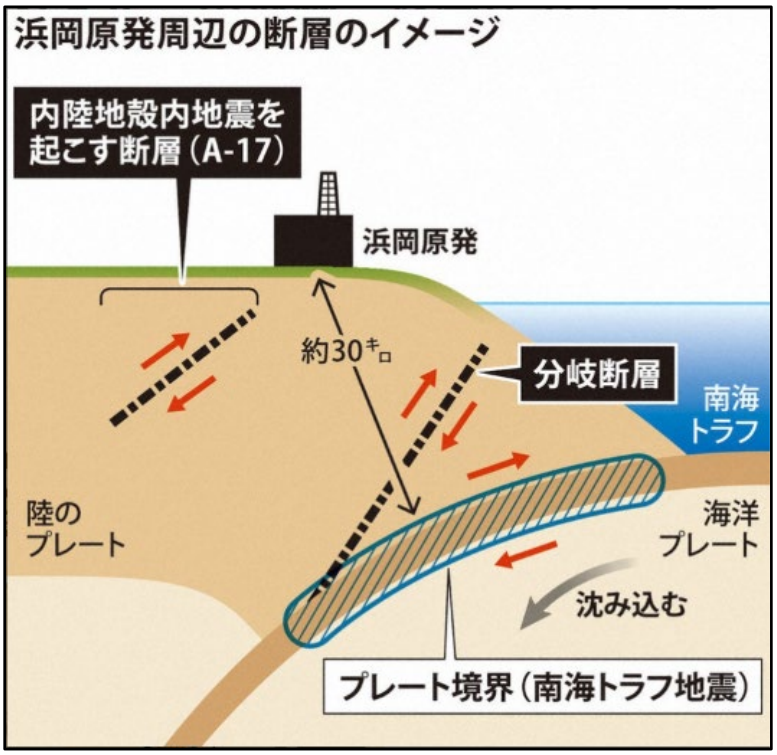
⑷　選定方法④は、地震動の計算時に位相特性及び破壊の揺らぎを設定するための入力値について、別のケースで既採用の値を流用する方法であり、３４ケースで行われていた（２０１４（平成２６）年頃以降）。この方法により、代表波の入力値（乱数）が実質的に使い回されていた。

２　接続周期・模擬地震動に関する新たな認定（周期設定方法⑤⑥・模擬地震動選定方法・Ss2-D 地震動チューニング）

⑴　周期設定方法⑤は、「敷地下方の想定スラブ内地震」における一部の震源モデルに関して、接続周期の設定を変えた複数パターンのハイブリッド合成法による

計算を行い、波数積分法の評価結果の一部（短周期領域において地震動による建物等の揺れの加速度が大きくなる部分）が最終的な代表波に反映されないような接続周期を人為的に選択する方法である。

⑵　周期設定方法⑥は、「A-17 断層による地震」（図表１）の地震動評価において、接続周期を５秒という長周期側に設定し、波数積分法の評価結果のうち５秒以下の周期帯で応答スペクトルの値が統計的グリーン関数法の評価結果および Ss-D の設計用応答スペクトルを大幅に上回る部分が反映されない形で、ハイブリッド合成法による地震動評価を行ったものである。「御前崎海脚東部の断層帯・牧ノ原南陵の断層による地震」についても、接続周期を４秒として同様の行為が行われた。



図表１　毎日新聞２０２６年９月１５日（甲Ｄ３３４）

⑶　模擬地震動選定方法は、Ss-D（応答スペクトルに基づく手法による基準地震動）および Ss-N（震源を特定せず策定する地震動による基準地震動）の策定過程における、設計用応答スペクトル・標準応答スペクトルに適合する模擬地震動

の作成において、位相をランダムに設定する方法で多数作成した候補の中から、定量的な基準によらず人為的に１つを選定する方法である。

⑷　Ss2-D 地震動チューニングは、Ss2-D の模擬地震動の加速度時刻歴波形の計算結果のうち、施設に与える影響が大きいと判断した一部の数値を「チューニング」と称する方法により人為的に変更し、変更後の模擬地震動を最終的な Ss2-D の模擬地震動（Ss-D）とする方法である。すなわち、中部電力は、耐震設計上重要な模擬地震動そのものの数値を変えていたのである。

３　事後的な証跡の作出（⑨～⑯）

調査報告書が認定した最も深刻な事実は、中部電力が、実際には平均値との残差が最小の地震動計算結果を代表波に選定していないにもかかわらず、このような選定をしたという「証跡」として、事後的にバックデータ（地震動計算結果のセット）を作成していたことである。これは、虚偽の説明を維持するために行われた証拠の作出であり、証拠隠滅工作にほかならない。しかも、それは次のとおり、少なくとも３段階にわたって継続・再発していた。

⑴　第１段階（２０１８年～２０１９年、審査会合における虚偽説明）

証跡作成方法⑨として、第６２４回適合性審査会合（２０１８（平成３０）年９月１４日）で原規委から代表波の選定方法の説明を要請されたことを受け、「A-17 断層による地震」の基本震源モデルの破壊開始点１のケースについて、事後的に２０個の地震動計算結果の一部を入れ替えた。その上で、入れ替え後の２０個の応答スペクトルを重ね描きした図を第６７１回適合性審査会合（２０１９（平成３１）年１月１８日）に提示し、「残差最小の波形・スペクトルを（入替えを行うことなく）代表波に選定した外観」を作出し、「乱数を変えた２０組

の波形合成を行い…平均値との残差（ＮＳ、ＥＷ、ＵＤの合計[1]）が最小となるものを代表波として選定する」旨の虚偽の説明を行った。選定方法③④についても、証跡作成方法⑩⑪として同様のバックデータの作成が行われた。

⑵　第２段階（２０２１年、第２回ヘルプライン通報への対応中）

証跡作成方法⑬として、第２回ヘルプライン通報（後記４項⑵）を受けた対応の中で、バックデータの作成が未了又は不完全であったケースについて、追加的にバックデータを作成し、これを第２回ヘルプライン通報に関する社内の調査報告書に掲載して、虚偽の内容を「残差最小選定」の根拠として示していた。

⑶　第３段階（２０２５年、本件規制庁照会への対応中）

証跡作成方法⑭として、規制庁から代表波の選定方法について説明を求められたことを受け、作成が未了又は不完全なケースについて改めてバックデータを作成し、残差最小選定記載とともにそのバックデータとして規制庁に対し提示していた。さらに、模擬地震動選定事後行為⑮⑯として、実際には定量的な基準によらず人為的に模擬地震動を選定していたにもかかわらず、既存の模擬地震動候補の母集団から人為的に１００個（Ss-D）を選び、また新たに３００個（Ss-N）を計算した上でその一部を選び、「応答スペクトル比の標準偏差が最小のものを定量的な基準により選定した」との外観を作出して、これに基づき実態と異なる説明を規制庁に対して行った。

⑷　調査報告書の評価

調査報告書は、証跡作成方法⑭について「規制庁からの特別かつ個別の説明要請を受けた段階において、これまで適合性審査会合で行ってきた虚偽の説明をよ

[1] ＮＳは南北、ＥＷは東西、ＵＤは上下を指す。

り確定的にさせるものであり、上記（証跡作成方法⑨）と同様、あるいはそれ以上に、不適切であったといわざるを得ない」、模擬地震動選定事後行為について「新規制基準適合性審査における模擬地震動の作成結果の妥当性を原規委が検証するために不可欠な当時の選定プロセスを事後的に偽ることで、かかる検証を困難にするもの」であると評価している。

４　内部通報（ヘルプライン）２件を中電勝野社長らが握りつぶしたこと

ＮＨＫの番組報道（甲Ｄ３３２）では、中部電力の社内で「データの操作を問題視する声が複数回にわたりあがっていた」と抽象的に伝えるにとどまっていた。

これに対し、調査報告書は、その実体が、中部電力の内部通報制度である「ヘルプライン」に対する正式な通報２件であり、いずれも通報対象事実を主管する原子力土建部の自己調査と勝野社長らの会社最高幹部による追認によって「握りつぶし」の形で終了させられたことを明確に認定した（甲Ｄ３２６・１９６頁）。

⑴　第１回ヘルプライン通報（２０１９年）

ア　２０１９（令和元）年１０月７日、従業員Ｉ氏は、A-17 断層に係る地震動の計算の際に用いられる計算最短周期が、他の検討用地震の計算最短周期（周期０．３秒）と乖離した長周期側（周期３秒）を採用しているにもかかわらず、その旨を適合性審査会合資料に記載していないことを問題視する通報を行った。

イ　これに対し、外部弁護士Ｏ氏・Ｐ氏は「見れば分かるからといって積極的に示さないという姿勢は社会的相当性があるとはいえない」「示したくないから隠したと受け止められるのではないか」と助言し、コンプライアンス推進会議委員のＱ弁護士は「握りつぶす（このまま注記しない）という選択肢はない」「主管部のコンプライアンスに対する認識が低いと言わざるを得ない」と指摘した。

ウ　しかし、２０１９（令和元）年１１月１５日、原子力土建部の責任者Ａ氏は、ヘルプライン事務局に対し、「もし、浜岡を諦めるリスクを自ら顕在化させるということであれば、ご指摘の様な記載もしますが、そこを深慮されてレシピの記載の範囲で対応したら、というご示唆だったと思いますので、現状の記載とさせていただきたく（Ｌ常務ともご相談しておりますが同意見です）」などと記載した電子メールを送信し、計算最短周期を明記しない対応を押し通した（波下線は引用者。）。

このメールからは、真っ当に地震動を計算すると、浜岡原発の稼働を諦めざるを得ないほどの地震動が到来することを認識していたこと、事業者は、そのような致命的な問題についてはどのような手段を用いてでも隠そうとする宿痾を持っていることがうかがえる。

エ　そして、同年１１月２２日及び２５日、当時の社長であった勝野氏（現会長）およびＲ副社長は、「これまでに計算最短周期に関して意見を求めていた専門家以外の専門家からも意見を求めること」を条件として、適合性審査会合資料に「等」を付記するにとどめ、計算最短周期を明記しない方針を了承した。ヘルプライン事務局が勝野氏らに提示した説明資料には、右方針について「ＮＲＡ[2]側によるクロスチェックがなされ、A-17 断層の計算の前提が他と異なることが判明した場合、『隠ぺいである』と批判され、ＮＲＡの当社への信頼を損ねるリスク」が明記案よりも高い旨の外部弁護士の評価が記載された資料に基づいて説明がなされたにもかかわらず、勝野社長、Ｒ副社長は、このような忠告を聞き入れることなく、不正を押し通す方針を了承した。

オ　しかも、了承の条件とされていた「新たな専門家からの意見聴取」は、原子力土建部によって実行されることはなく、ヘルプライン事務局もその実行を確認しなかった。ヘルプライン事務局は、Ｉ氏に対し、「これらの対応は、コンプライ

[2] ＮＲＡ（Nuclear Regulation Authority）とは、原子力規制委員会を指す。

アンスというよりはリスク管理の問題であることから、主管部において責任をもって対応されるべき」として、これをもって本件の対応を終了した（以上、甲Ｄ３２６・１９６～２０４頁）。

⑵　第２回ヘルプライン通報（２０２１年）

ア　２０２１（令和３）年１月４日、従業員Ｓ氏は、審査会合資料に「平均値との残差が最小となるものを代表波として選定する」と記載されているにもかかわらず、実際には、Ss-D に収めることを目的として、残差が最小でない計算結果を代表波に選定しており、審査会合資料には事実と異なる記載がある旨の通報を行った。Ｓ氏は証拠として、２０１８（平成３０）年８月１７日に原子力土建部調査計画グループの担当者が送信した電子メール（平成３０年８月メール）を提示した。同メールには「Ss-D に何としても収めるために、下位（例えば２０波中１５番目に平均に近いもの）のものを選んでいるものもありますので、事実と異なる説明をすることとなりますが、そんなことは無視して、基本的な考え方として示すのはいいかと思います」と記載されていた。

イ　これに対し、原子力土建部は、２０２１（令和３）年２月１５日付の報告書を提出したが、その内容は、「検討段階では残差最小でない地震動を用いたことがあった」「極端な地震動が残差最小となった場合には、再び乱数を変えた複数の地震動の波形合成を行い…残差最小となるものを代表波として示している」というものであり、実際には、最終結果としても残差を考慮しない選定方法③・④が行われていたという実態と異なるものであった。しかも、この調査の過程で、証跡作成方法⑬（前記３項⑵）が実施され、不正隠ぺいの工作までが実施された。

ウ　ヘルプライン事務局は、平成３０年８月メールの記載内容（「下位（例えば２０波中１５番目に平均に近いもの）のものを選んでいる」）と報告書の内容が文言上矛盾しているにもかかわらず、同メールの作成者に対するヒアリングすら行わず、「コンプライアンスに違反する行為は見られなかった」として２０２１

（令和３）年２月１８日、通報への対応を終了した。

エ　これに対し、S氏は「審査会合資料の記載に従って代表波を選んでいるわけではなく、『意図的な選定をしていることが確認できました』」と回答したが、原子力土建部のC氏は「『意図的』という言葉を『敢えて良い意味に捉え』、これ以上のやりとりは避けたほうが良い」として、ヘルプライン事務局は、同年３月４日、「コンプライアンス上の問題がない」として対応を終了した。第２回ヘルプライン通報に際しては、弁護士への照会、コンプライアンス推進会議及び社長への諮問は、いずれも行われなかった。

オ　調査報告書は、これらの対応について、「『違法・不当な行為、反倫理的行為等を防止し、コンプライアンスの推進を図る』との目的で定められた中部電力のヘルプライン規程における、通報内容に係る対応に『最大限協力する』という要請にも反する点でも、適切なものであったとはいえない」と厳しく指弾している（以上、甲Ｄ３２６・２０４頁以下）。

５　規制庁照会への対応の実態

⑴　規制庁が中部電力に対し調査を依頼した２０２５（令和７）年５月１５日以降、本件規制庁照会への対応は、調査対象事実を主管する原子力土建部のD氏らに委ねられた。同月２１日の初回面談後、中部電力の経営陣に対し「技術的に説明・対応できる内容である」旨の報告が行われ、同年１２月１８日に規制庁へ報告するまでの間、不正の存在は明らかにされなかった。

⑵　同年９月１１日の面談では、証跡作成方法⑭及び模擬地震動選定事後行為⑮⑯に基づき、規制庁に対し、実態と異なる説明が行われた。

⑶　同年１０月３０日の面談で委託報告書の原本提出を要請されると、D氏らは、委託報告書に選定方法①・②の実施を示す記載があることを認識した上で、２０２２（令和４）年度の最終報告書の原本のみを提示し、それ以前の委託報告書は抜粋のみを提示する方針を検討し、「原本を提出すると審査の遅延のリスクや、

中部電力が信頼できないとして審査を打ち切られるリスクがある」と説明した。これに対し、コンプライアンス本部は「そのような対応は適切でない」「事実関係は隠さず開示するのが原則」として是正した。

⑷　同年１２月２日、林社長（当時）へ報告が行われた際、林社長は「ＮＲＡから求められているものはすべて見せる必要がある、①および②の問題があることを知ってしまった以上は、それでも問題がないと説明し切るか、それができないのであれば問題があったと正直に言う必要がある、とにかく隠す対応だけはしてはならない」と発言した。この発言自体が、隠す方向での対応が検討されるような組織風土が存在したことを示すものである。中部電力は、同月１８日、規制庁との面談で、選定方法①・②を実施していたこと等をはじめて報告した。

６　不正発生の原因分析‐「独自の正当化理論」

⑴　調査報告書は、本調査を進める中で、中部電力の一部の役職員において、地震動評価における不適切行為及びその後の不正な証跡の作出等に関し、「安全性には影響がないこと」「技術的には正しいこと」「浜岡原子力発電所の再稼働の支障となり得る行為は認めるべきでないこと」等の、自分たちの行為を正当化する発言や社内でのやりとりが随所に見受けられたとしている。

⑵　そして、調査報告書は、このような不適切行為の前提となる考え方を「独自の正当化理論」と定義し、「対応方針の策定や実際の対応において、その目的等の重要性と規則やルール等の遵守を『独自の合理性』により天秤に掛ける傾向や、中部電力又は自分たちにとって重要性の高いミッション等を阻害する指摘等を『独自の正義感』により強い抵抗を覚えずに排除する傾向」として、これが本事案に通底する原因であると認定した（甲Ｄ３２６・２２２頁）。

⑶　具体的な正当化の供述として、①「結果として浜岡原子力発電所の安全性に問題はない」（「計算条件が過度に保守的であったため、選定方法②による代表波であっても安全性が損なわれることはない」「どの地震動計算結果も数学的には

正解であり技術的には誤りではない」等）、②「ＮＲＡの指摘や要請には納得できない」（「ＮＲＡの審査官は専門家ほど地震動に精通していない」「ＮＲＡはその点を理解できない相手であるため、（説明するのではなく）計算周期を変更するという手法を行う必要があった」等）、③「何としても早期再稼働を実現しなければならない」（「浜岡を諦めるリスクを自ら顕在化させる」という第１回ヘルプライン通報対応時の交渉等）という三つの類型が認定された。

⑷　さらに、調査報告書は、この特異な考え方が「属人的なものにとどまらず、中部電力の社内の一定のグループや集団において共有され、広がりつつあった」とし、他のいわゆる不祥事事案（経済産業大臣による排除措置命令事案、顧客情報閲覧事案、安全性向上対策工事の不適切調達事案、浜岡原発１号機・２号機の廃炉解体費用の不正請求事案）についても同じような考え方が根底にあるように見受けられると指摘した。

⑸ア　このうち、特に、「ＮＲＡの審査官は、（地震動の）専門家ほど地震動に精通していない」という発言は、独自の正統化理論であって不当ではあるものの、島崎邦彦委員が退任した後の原規委の実態を表している一面がある。

イ　近時の裁判例の中には、原規委が高度の専門性を有する中立公正な独立した機関であることを理由に、原規委に広範な裁量を認め、司法はその判断を尊重して口出ししないかのような判断が見られる。

確かに、２０１２（平成２４）年の法改正当初こそ、福島第一原発事故の教訓を踏まえ、相応の人選がなされたが、２０１４（平成２６）年には第２次安倍内閣以降、この建前は次第に形骸化し、問題のある人選が続いている。

まず、２０１２（平成２４）年当初は、①事故の反省を踏まえた厳しい安全規制を行う考えを持っていること、②電力会社など関係業界からの影響を受けず、公平性に疑いがないことの２点を前提として、ｉ規制、シビアアクシデント、核セキュリティ、保障措置、いわゆるセーフガード、それらも含めた専門性を５人で確保すること、ii緊急時には原子力施設内の対応に責任を持ち、施設外の対策

にも知見を提供できること、iii原規庁という行政組織を束ねるためのマネジメント能力、iv国際性という４つのバランスを考慮して、いわゆる「反対派」と呼ばれる者も含めて人選を行ったとされている（甲Ｄ３３６・１頁）。

そのうえで、原子力工学・放射線物理学の専門家として田中俊一氏、原子力工学・物理工学の専門家として更田豊志氏、放射線医学・放射線防護の専門家として中村佳代子氏、国連事務次長、元国会事故調委員としての経験を持つ大島賢三氏、地震学の専門家として島崎邦彦氏の５人が選ばれた（甲Ｄ３３６、図表２）。

	期間	氏名				
1	2012年（平成24年）9月19日 - 2014年（平成26年）9月[注 7]	田中俊一（委員長）	島崎邦彦（委員長代理）	更田豊志	中村佳代子	大島賢三
2	2014年（平成26年）9月 - 2015年（平成27年）		更田豊志（委員長代理）	田中知		石渡明
3	2015年（平成27年） - 2017年（平成29年）				伴信彦	
4	2017年（平成29年） - 2019年（平成31年／令和元年）	更田豊志（委員長）	田中知（委員長代理）	山中伸介		
5	2019年（平成31年／令和元年） - 2020年（令和2年）					
6	2020年（令和2年） - 2022年（令和4年）					
7	2022年（令和4年） - 2024年（令和6年）	山中伸介（委員長）		杉山智之		
8	2024年（令和6年） - 2025年（令和7年）[18]		伴信彦（委員長代理）		長崎晋也	山岡耕春
9	2025年（令和7年）9月19日 -[19][20]		杉山智之（委員長代理）[21]	神田玲子		

図表２　歴代の原規委委員（ウィキペディアより）

ウ　しかし、２０１４（平成２６）年には、特に専門分野である地震動に関する分野で厳しい意見を繰り返してきた島崎邦彦委氏が交代したほか、事故の反省を踏まえるとの趣旨、国際性が必要との趣旨で選任された元国連事務次長、国会事故調委員の大島賢三氏が原子力工学の田中知委員へと交代した（図表２）。

この交代で、当初前提とされていた①（事故の反省を踏まえること）の観点や、iv（国際性）の観点は後退し、原子力工学の関係者が過半数を占めるなど、人選に偏りが大きくなった。

田中知委員は、２００６（平成１８）年から２０１０（平成２２）年までの間に、原子力事業者である㈱電源開発から１００万円、原子力関連企業である㈱日

立製作所から１２０万円、日立ＧＥニュークリア・エナジー㈱から１８０万円の寄付金を受け取っており、さらには、委員に就任する直前である２０１４（平成２６）年6月まで、原子力事業者である日本原燃㈱や、高速増殖炉の開発・設計を行う三菱ＦＢＲシステムズ㈱といった会社からも、多額の報酬を受け取っていたことが指摘されているなど（甲Ｄ３３７・２～３頁）、公平性という観点で問題が大きかった。

エ　さらに、２０２４（令和６）年の交代では、四国電力㈱の従業員だった長崎晋也氏や、東日本太平洋沖地震を「想定外」とした山岡耕春氏が委員に選任された（甲Ｄ３３７・３～５頁）。とりわけ山岡恒春氏は、東日本太平洋沖地震が発生した当日である3月１１日の夜の９時から開催された臨時の地震調査委員会で、発言者の大半(委員長の阿部氏、委員の佐竹健治氏、島崎氏、入倉幸次郎氏ら)は、翌月に公表予定であった推本の改訂版を明らかにし、事前に公表はできなかったものの、推本としては3．１１地震を想定していたことを公表すべきと意見を述べた。

ところが、当時推本の事務局担当を務めていた文科省科学官の山岡恒春氏は、「後出しジャンケンのように思われるのはよくない。こういう事態で言うことが潔いのかという気がする。議論して一部の委員はこのような津波が発生することを、非常に真摯に危機感を持っておられたことは事実だが、それをこの段階で評価文に書くことは気分的には乗らない」（島崎邦彦「大津波対策を邪魔した男たち」２３３－２３７頁より孫引き）と述べて強く反対し、この地震は想定外であったと公表したのである。この強引な発表は、推本事務局が東京電力とぐるになって津波対策を妨害し続けてきた事実を隠ぺいするためのものであった。そのようなものが原規委の委員に選任されたということは、今や原規委の中立・公正は形骸化していると言わざるを得ない。委員の中に「反対派」と呼ばれる人物も皆無である。

オ　このように、実際の人選を見る限り、原規委の中立・公正は形骸化しており、現実の原規委は、法の予定する原規委とは異なる存在に堕している。法の予定する原規委の姿を前提に、司法判断に消極的になることは絶対に許されない。

カ　また、島崎邦彦委員が２０１４（平成２６）年に退任して以降、自然科学に係る専門家は石渡明委員、山岡耕春委員と変遷しているが、専門分野が異なっており、どちらも地震動の専門家と比肩する専門知識を有しているとは認められない。これも、中部電力が独自の正当化理論を持ち出し、不正行為に踏み切った原因の一つと考えられる。

７　経営層の関与・認識

⑴　浜岡原発の早期再稼働は、２０１２（平成２４）年以降、その時々の会長、社長等が毎年年始に刊行される社内報の年頭挨拶で「基準地震動の早期確定」の重要性を含めて強調しており、社内全体の重要な経営目標として周知されていた（甲Ｄ３２６・２１６頁）。

⑵　第１回ヘルプライン通報への対応方針（「等」付記のみ）は、当時の勝野社長及びＲ副社長が了承したものであった。調査報告書は、勝野氏が「迅速に審査対応を進めることを優先するために敢えて了承したとの認定には至らなかった」としつつ、「中部電力の経営トップとして、より慎重な判断を行うことが望ましかった」と評価している。

⑶　また、調査報告書は、経営層の一部による「スケジュールへのコミットメント」等の発言について、その目的自体が不当なものとは認められないとしつつ、従業員が、これを、不適切行為を誘発し得るプレッシャーとして整理し、真剣に受け止めない姿勢は、正確な情報を経営層に伝えないことの正当化理由となり得るとして、これに同調しないとしている（甲Ｄ３２６・２２６～２２７頁）。

第５　本件事案の時系列の概要

以上の事実も踏まえた浜岡原発データ捏造当時件の時系列の詳細は、別紙（時系列タイムライン）のとおりであり、その要点は次のとおりである。

1　不正の開始は、２０１２（平成２４）年頃（方法①）に遡り、調査報告書は、選定方法①～④・周期設定方法⑤⑥・模擬地震動の操作が２０１４（平成２６）年頃から２０２１（令和３）年にかけて継続していたと認定する。特に２０１８（平成３０）年５月の第５７０回適合性審査会合（A-17 断層・深さ５㎞化の指摘）が不正を深刻化させた転機であり、この点はＮＨＫ報道と調査報告書の認定が一致する。

毎日新聞は、この不正の端緒を、原規委の石渡明・元委員に対する取材をもとに、次のように説明している。

「当時、中部電は原子力規制委員会から基準地震動をより厳しく評価するように求められていた。その一例が、原発のすぐ西側にある「A-17 断層」だ。中部電は当初、内陸地殻内にある A-17 断層は活動しないと規制委に説明していた。これに対し規制委は、この断層を活断層として検討するよう何度も求めた。原子力土建部は、規制委の要求に応じると地震波が想定を大きく超えると予想。安全対策工事で再稼働が遅れるのを避けるため、都合のよい地震波を一つ選び、後からつじつまの合うデータを作成、規制委に提出した。明らかに意図的な過小評価だった。社員へのヒアリングでは、南海トラフ地震の対策を地元などに説明してきたのに、他の断層に注目されることを避けたかった旨の説明があったという。規制委はさらに、プレート境界地震である南海トラフ地震と、プレート境界から延びる「分岐断層」や内陸地殻内の地震が連動するケースの考慮も求めた。審査に当たった石渡明・元原子力規制委員は、内陸地殻内地震との連動ケースの検討を求めた時のことを「最初、中部電はかなり抵抗した」と振り返る。この過程で、原子力土建部は 原子炉建屋などの設計を担当する部署に、施設や機器への影響を繰り返し質問。影響の出る地震波を排除し、地震波を過小評価した。」(甲Ｄ３３４。A-17 断層については、１１頁・図表１も参照)

2　虚偽説明と不正な証跡の作出は、①審査会合（２０１９（平成３１）年１月・

第６７１回等）、②第２回ヘルプライン通報への社内調査（２０２１（令和３）年２月）、③本件規制庁照会への対応（２０２５（令和７）年９月～１２月）の三つの局面にわたり反復・継続された。これは、不正が単発のデータ捏造ではなく、発覚を防ぐための隠蔽行為まで含む継続的なものであったことを示す。

３　内部通報（ヘルプライン）２件（２０１９（平成３１）年１０月及び２０２１（令和３）年１月）は、いずれも通報対象部署である原子力土建部の自己調査と、経営層（勝野社長）の了承を含む対応により終了させられた。

４　基準地震動は、２０２３（令和５）年９月２９日の第１１９１回適合性審査会合で確定していた（１号機～４号機側１２００ガル・５号機側２０９４ガル）が、その前提となる代表波選定が不正であり、決定後も隠蔽が続いたことから、基準地震動の信頼性は根底から否定されることとなった。

５　規制庁の検査は進行中であり（甲Ｄ３３１の１～２）、２０２６（令和８）年８月時点で重要度評価・深刻度評価は未実施である。調査報告書（甲Ｄ３２６）が明らかにした不正類型は、規制庁報告の対象範囲（方法①・②）を超えるため、規制庁による事実解明と評価は今後も継続・拡大される必要がある。

中部電力が設置変更許可を取り下げる方針のもとで、原規委が、この不正の全貌について明らかにすることなく、不正に手を染めた中部電力に対して何らの公的な処分も行わないというような事態はあってはならない。

第６　本件でも同様の問題が生じている可能性があること

ここまで、浜岡原発データ捏造等事件の詳細を、調査報告書等を踏まえて詳述してきた。この事件を本件訴訟において論ずる意義は、控訴審準備書面(32)でも詳述したとおり、これが中部電力固有の問題ではなく、一審被告にも共通する、営利を追求する原子力事業者の宿痾である点にある。これを示すために、一審被告の原子力事業においても、中部電力において発生したような証拠の捏造のような不適切な事象が過去に発生していたこと、今も発生している可能性があること

を改めて述べる。

１　一審被告がこれまで行ってきた不正行為

一審被告は、電力会社各社と電源開発が出資する政策会社であり、東海発電所（東海第一原発）、東海第二発電所（本件原発）、敦賀発電所を運営してきた。同社の原子力事業で発生・発覚した不正事案、不祥事、事故は、次の２つの型に整理できる（甲Ｄ３３８）。

⑴　記録・報告をめぐる不正（報告漏れ、記録改ざん、隠ぺい）事案

ア　２００２（平成１４）年９月２５日、東京電力の自主点検記録不正を発端とする一連の調査の過程で、一審被告の原発でも炉心シュラウドの応力腐食割れが発見されていながら、国に報告していなかったことが判明した。

イ　２０２０（令和２）年２月、敦賀２号機の審査会合で、ボーリング柱状図（地質の記録）の記述が説明なく書き換えられていたことが判明した。原規委は、２０２１（令和３）年８月に審査を中断し、規制検査を経て２０２２（令和４）年１０月に審査を再開した。この件については、２項及び３項で詳述する。

ウ　２０２３（令和５）年、東海第二発電所の防潮堤（鋼製防護壁）の基礎に施工不良があることを６月に把握しながら、公表は１０月だった。報道は「不備の把握から４か月後」と指摘した。

⑵　度重なる事故・トラブル

ア　１９７１（昭和４６）年７月１５日、東海発電所で制御棒付属装置の交換中に作業員３人が被曝した。放射線量モニターが針の振り切れ時にゼロを示す欠陥が重なった事故である。

イ　１９９５（平成７）年１０月２４日、東海発電所で制御棒駆動用ロープが切断し、制御棒１本が炉内に挿入された（国際評価尺度＝INES レベル１の事故）。

ウ　１９９９（平成１１）年６月１１日、東海第二発電所（本件原発）の中性子束計測ハウジング１本に貫通亀裂が２本見つかった。２００５（平成１７）年５月２４日にはシュラウドサポートにひび割れ３か所が見つかり、後の定期検査で計４０か所に増加した。

エ　２０１１（平成２３）年３月１１日の東日本大震災では、津波（約５．４ｍ）により海水ポンプ３台のうち１台が浸水して使用不能となり、非常用ディーゼル発電機１台が停止した。同月１４日に冷温停止した。

オ　２０１１（平成２３）年１０月２６日には、作業員の誤操作により放射性物質を含む水約１２ｔが漏えいし、２０１２（平成２４）年１１月３０日には、非管理区域への放射性物質の漏えいが発生した。

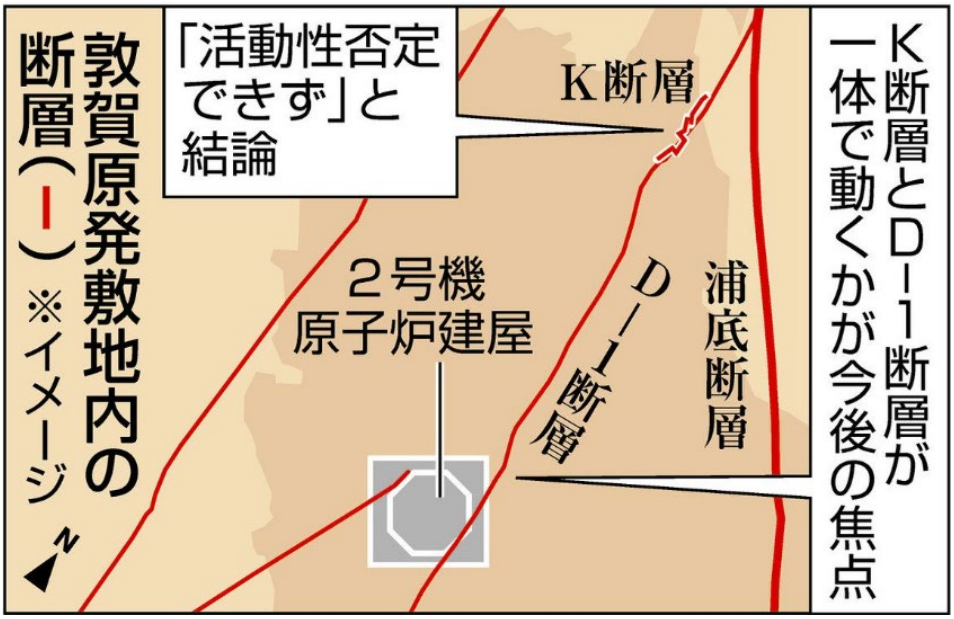
カ　２０２２（令和４）年９月以降、本件原発では火災が１３件発生したと報じられている（２０２６（令和８）年２月時点）。うち、２０２５（令和７）年２月４日の火災は、中央制御室の制御盤からの出火であり、茨城県が厳重注意、東海村が要請を行った。この件については、４項で詳述する。

２　２０２０年　敦賀２号機の審査資料の無断書換え‐データ改ざん問題

⑴　これらの事象の中で特に、浜岡原発データ捏造等事件と酷似した不正は、敦賀原発２号機をめぐって発生したデータ改ざん事件である。

２０１５（平成２７）年３月、原規委の有識者会合は、原子炉建屋直下を通るD-1 破砕帯（図表３参照）について「将来活動する可能性のある断層等」であると判断する報告書をとりまとめた。新規制基準は、将来活動する可能性のある断層の上に安全上重要な施設を設置することを禁じており、本来であれば、敦賀２号機は災害の防止上支障がないとはいえないものとして却下処分となるべきものであった。

これに対し、日本原電（一審被告）は強く抵抗し、審査会合では断層に関する議論が５年以上続いた。



図表３　敦賀原発２号機とＫ断層、D-1 断層の関係[3]

⑵　２０１９（令和元）年には、日本原電から過去に提出した審査資料に、１１４０か所もの誤記があったことが報告された。さらに２０２０（令和２）年２月の審査会合で、ボーリング（掘削）で取り出した地層の説明図（柱状図）の記述が、説明がないまま書き換えられ、削除されていたことが判明した。書き換えは、D-1 破砕帯へと連なるＫ断層（図表３参照）の延長を判断する上で重要な地点に集中していたとされる。

原規委の石渡明委員（当時）は、「基本的なデータが後から別の種類の観察の結果として違う結果が出てきたので、前の記述を残すのではなく削って改めて書き直すということをやっておられるのは、これは非常に問題が多い」と指摘した。日本原電（一審被告）は「データの改ざんや恣意的なものではない」と説明した。

原規委は、２０２１（令和３）年８月、データの信頼性を確保するのに必要な

[3] 中日新聞２０２４（令和６）年６月１日付報道　https://www.chunichi.co.jp/article_photo/list?article_id=906938&pid=4767971

体制ができるまで審査を実施しないと決定し、審査は中断した。

３　２０２４年　敦賀２号機の変更申請不許可（初の不合格）

２０２３（令和５）年９月以降、原規委の審査チームは、Ｋ断層について計８回の審査会合と現地調査を実施した。２０２４（令和６）年７月２６日の審査会合では、「Ｋ断層について後期更新世以降（約１２～１３万年前以降）の活動が否定できない」「２号炉原子炉建屋直下を通過する破砕帯との連続性が否定できない」との結果が示された。

２０２４（令和６）年８月２８日、原規委は、「安全上重要な施設（原子炉建屋等）は、将来活動する可能性のある断層等の露頭がないことを確認した地盤に設置する」との要求事項に適合しないとして、「原子炉設置変更を許可しない」とする審査書案を了承した。３０日間の意見募集（パブリックコメント）を経て、２０２４（令和６）年１１月１３日、正式に設置変更不許可が決定された。新規制基準の施行後、試験研究炉や核燃料サイクル施設を含め、「不合格」の結論は初めてであり、申請から８年余に及んだ同機の審査は終了した。

一審被告は、２０２４（令和６）年８月以降、社外の技術者も加えた専門チームによる追加調査を検討し、２０２５（令和７）年８月に追加調査計画を公表、９月１日に８人体制のチームを新設し、同月１６日に調査へ着手した。２０２７（令和９）年度までに追加調査を完了させ、審査の再申請を目指すとしている。敦賀２号機の追加調査計画は、Ｋ断層の連続性を、ボーリングの点のデータではなく、調査坑による面の観察で評価し直すことを柱としている。

この点の一審被告の対応も、浜岡データ捏造等事件の詳細が明らかになって申請を取り下げた後の中部電力の対応（再申請を目指すとしている点）とほとんど同じである。

４　２０２２年　本件原発の火災頻発と安全管理の不全

本件原発との関係でも、一審被告は多数の問題を起こしている。

例えば、本件原発では、２０２２（令和４）年９月以降、火災が繰り返し発生している。日本経済新聞は、２０２６（令和８）年２月、「２０２２年９月以降、１３件の火災が発生している」と報じた。本報告で確認できた主な事案は、図表４のとおりである。

発生日	発生場所・内容
2022 年 9 月 13 日	輸送本部脇の変圧器で火災
2022 年 12 月 6 日	屋外敷地内駐車場の仮設照明コンセントから発煙
2023 年 2 月 8 日	監視所内の電気ストーブ電源コードに焦げ跡
2023 年 7 月 19 日	サービス建屋ランドリー室の乾燥機制御盤内端子台に焦げ跡
2023 年 10 月 31 日	原子炉建屋 2 階北東側の天井照明安定器に焦げ跡
2023 年 11 月 7 日	モルタル建屋 1 階の空気圧縮機から発煙
2023 年 11 月 9 日	屋外照明用ブレーカーから火花
2024 年 2 月 5 日	原子炉建屋 2 階北西側、天井部電線管付近で火花・焦げ跡
2024 年 11 月 21 日	原子力館（PR 館）の電源盤内に焦げ跡
2025 年 1 月 16 日	原子力館の電源盤内で発煙
2025 年 2 月 4 日	中央制御室内の制御盤で火災（茨城県が厳重注意、東海村が要請）
2025 年 5 月 30 日	原子炉建屋地下 1 階の溶接用ケーブル（接地線）から火災

図表４　東海第二原発において２０２２（令和４）年９月以降に発生した火災[4]

一審被告は、２０２５（令和７）年２月の中央制御室火災を受けて、茨城県か

[4] 本報告で確認できた主な事案を掲載した。２０２２（令和４）年９月以降の総数は１３件と報じられている。

ら「火災対策の徹底について（厳重注意）」、東海村から「安全管理の徹底について（要請）」の文書を受領した。同社は、根本原因分析とこれまでの火災防止対策の検証を行い、２０２５（令和７）年３月２８日に初回報告、同年６月１３日に中間とりまとめ、同年８月８日に最終報告を提出した。再発防止対策は「安全な組織管理体制の再構築」を柱とし、同年５月３０日の別の火災についても追加検証を行ったとしている。

このほか、原子力規制検査では、「東海第二発電所　安全系設備に対する工事資機材の離隔距離に係る技術評価の未実施」（２０２４（令和６）年５月１５日）が指摘されている。

５　２０２３年　防潮堤施工不良という管理能力欠如と内部告発への不適切対応および隠蔽体質

本件原発の再稼働に必要な安全対策工事のうち、取水口部の防潮堤（約４６００ｔの鋼製防護壁）について、２０２３（令和５）年４月には北基礎の鉄筋高止まりの工事不適合が確認され、６月には南基礎（１５．５m四方、地下５０m付近まで）で地中連続壁部の壁面にコンクリートの未充填や鉄筋の変形といった不備が確認された。

そもそも一審被告は、２０２２年３～６月に南基礎掘削坑壁崩壊、土砂等流入、土砂撤去作業による鉄筋損傷・変形を確認していたにもかかわらず工事不良のコンディションレポート（以下 CR）を発行せず、是正措置を実施せずに鉄筋変形損傷のままコンクリートを打設してコンクリート未充填も発生させた。その後に続く北基礎の工事も漫然と行い、同様の不具合を発生させた。これらの工事不良のＣＲが発行されたのは、不具合事象が発生した１年後の２０２３年６月（南基礎）、８月（北基礎）である。北基礎では２０２３年４月に鉄筋カゴが途中で止まった（高止まり）ことでＣＲが発行されたが「強度に問題はない」と判断して是正措置を実施することなく、鉄筋高止まりのままコンクリートが打設さ

れた。規制庁は現地検査官がＣＲ閲覧、ＣＡＰ会議傍聴でこの不具合を把握していながら問題とせず、北基礎で鉄筋高止まりのままコンクリート打設されたことも把握していなかった。

内部告発者は、施工元請・一審被告らに不具合を訴えたが社内で対応されることなく、致し方なく「内部告発」を公表せざるを得なくなり、２０２３年１０月記者会見で発表することとなった。

一審被告は、内部告発が記者会見で明らかにされる数時間前に慌てて規制庁に報告した。（以上一審原告準備書面（１１））

このような経緯は、一審被告の企業体質が、中部電力の内部体質と同様であることを象徴している。

東京新聞は２０２３（令和５）年１１月１６日、「原電の公表は不備の把握から４か月後」と指摘し、規制庁もかねて把握していたと報じた。これにより安全対策工事の完了時期は当初計画（２０２４（令和６）年９月）から２年以上遅れることとなった。

２０２４（令和６）年８月以降、一審被告は、補強工事や地盤改良による対応を検討し、２０２６（令和８）年８月２７日の原規委審査会合で、基礎の内側（中実部）の鉄筋を補強し、外側を鋼管杭で補強し、周辺地盤を土壌改良する新たな設計が概ね了承された。防潮堤の完成は２０２８（令和１０）年度後半となる見通しで、延期は４度目となる。東海村の山田修村長は、「地域の信頼を損なう」と述べている。

６　小括

このように、一審被告は、これまでも原子力事業などについて数々の不正を行い、データを隠し、原規委から不許可の処分まで受けても、まだ、再申請を目指すと述べてきた。深刻な不祥事があっても、原規委は、これを見破れるとは限らない。浜岡原発データ捏造等事件においてそうであったように、内部からの通報

がなければ、重大な不正を見落としてしまう可能性が十分に存在するのである。

浜岡原発データ捏造等事件の背景は、耐震設計の基準となる基準地震動の策定が、極めて高い数値となり、現実的な耐震補強が困難となる中で、どんな手段を用いても原発を稼働するという「推進の論理」に固執し、そのためには原規委の指示すら無視するという「独自の正当化理論」を作り出したことにある。営利企業である電力事業者は、稼働のためなら不正な手段も厭わない[5]。法務や外部弁護士からの慎重意見にもかかわらず、現場から、管理者、社長までの会社最高幹部までが不正を押し通した。一部の真っ当な意見によって、強力な組織的力学を修正することはできなかったのである。

一審原告らが求め続けている本件元データ（本件原発敷地内の地震観測記録の時刻歴波形のデジタルデータ）について、一審被告は、合理的理由なく提出を拒んでいる状況が続いている。原規委が本件元データを確認していない以上、原規委の判断に重大な欠落が存在することは明らかではあるが、それが開示されなければ、一審被告が策定した基準地震動の妥当性、一審原告らの人格権侵害の具体的危険が存在しないことの正しさを検証すること自体が不可能になる。

一審被告が、合理的理由なく本件元データの提出を拒んでいることは、これまで述べてきたような電力事業者による不正が、この問題においてもまさに存在する可能性があることの表れであり、一審被告が本件元データを提出する義務を尽くさない場合には、上記義務違反の効果として、人格権侵害の具体的危険が事実

[5] 控訴審準備書面(32)・１６頁で指摘したように、島崎邦彦・元委員長代理は、「彼ら（電力会社）は最低線を探ってくる」「ごまかせるのであれば、それでいいという感覚ではないか」と発言している（甲Ｇ１７１・１０頁）。また、更田豊志・元委員長は「申請者マインドを甘くみたらアカン」「いかようにでも（規制を）くぐり抜けるから」と発言している（甲Ｇ１７２）。浜岡原発データ捏造等事件は、まさに、原力事業者が、「ごまかせるのであればそれでいい」「いかようにでも（規制を）くぐり抜ける」と考えている一例を示したものといえる。

上推認されるべきである。

第７　終わりに

１　あくまで再度設置変更許可申請を行うとする中部電力代表者の会見

こうした状況下において、全国で闘われている原発の再稼働の是非を問う裁判において、裁判所に対する一審原告らを含む市民の期待は極めて大きい。

中部電力は、調査報告書を受けて、２０２６（令和８）年９月１４日の記者会見において、会長・社長の退任を公表し、再稼働申請の取下げを明らかにした。しかし、その会見においても、林欣吾社長は、「徹底的に企業体質を見直し、生まれ変わることで、再申請を目指していくことが適切であると考えています。浜岡原子力発電所の必要性・重要性はなんら変わることはない。一旦引き下げて会社を徹底的に洗い直し、“再度”に向けて出発したい。」と述べ、再稼働を目指すと宣言したのである。驚くべき厚顔無恥と言わなければならない。

規制庁・原規委からの正式な処分を受けて傷を残すより、申請を取り下げて、傷を避け、頃合いを見て再稼働を目指そうという魂胆が透けて見える。電力事業者が営利企業である限り、どのような手段を用いてでも原発の再稼働の旗を降ろさないという体質が変わることはなく、それは敦賀原発２号機の再申請を公表している一審被告にも共通する宿痾である。

２　調査報告書を受けての各社の報道等

⑴　２０２６（令和８）年９月１５日の朝日新聞社説は、このような中部電力の対応を次のように厳しく批判している(甲Ｄ３３３)。

「耐震設計の根幹となる基準地震動の評価をめぐり、担当の原子力土建部は遅くとも２０１２年以降、都合のよい地震動が得られるようデータ改ざんなどを繰り返した。社内で問題視する声や内部通報は度々あり、当時社長の勝野哲会長ら経営陣に報告が上がっても、改善されなかった。背景には、審査の遅れを厳しく

問う上層部からの圧力があった。地震動を適切に評価すれば、追加工事や審査の長期化につながりかねない。原発の審査は、事業者が正確なデータを規制当局に提出することが大前提だ。しかし、追い込まれた現場は『自分たちは正しいことをしている』という『独自の正当化理論』でつじつま合わせをした。審査の状況に対する経営層の理解は乏しく、専門性を盾に外部の指摘や助言を退けた現場の体質も背景にあった、と報告書は指摘する。」

⑵　同日付の東京新聞社説も、次のように、再稼働を断念すべきことを述べている（甲Ｄ３３５）。

「再申請などの『出直し』にはどれほどの時間、コストがかかるのか。それでもなお原発に拘る合理的な理由が見えてこない。」

「深く傷ついた信用を回復し、再申請が認められるまでの時間的、経済的なコストを考えれば再稼働を断念し、他の電力に注力する道もあろう。合理的な経営判断をするべきだ。」

⑶　同日付の毎日新聞の「焦点」では、次のように、元規制庁職員へのインタビューを掲載している（甲Ｄ３３４）。

「元原子力規制庁職員で長岡技術科学大の山形浩史教授（安全工学）は「経営陣は自社にとって不都合なデータにも向き合って経営判断しないといけない。厳しい条件が重なれば想定される地震の揺れがさらに大きくなり、安全対策工事費は採算が取れないレベルになる可能性がある」と述べ、廃炉も含めた合理的な判断が必要だと指摘する。」

３　浜岡原発における設計基準地震動の過小評価

浜岡原発の地震動データ（統計的グリーン関数）が意図的に捏造されていたこ

とは、同炉の基準地震動及び耐震設計等に関するこれまでの中部電力の主張が全く信用できないものとなったことを示している。

規制庁の指示したA-17断層が、プレート境界地震と同時に活動した場合の、不正な方法によらない正しい地震動評価は、調査報告書においては明らかにされなかった。しかし、おそらくは、その地震動は現在の設計基準地震動１２００ガルをはるかに超えて、その数倍に達したと推定される。

第４・４項⑴で述べたとおり、第１回ヘルプラインでは、原子力土建部の責任者Ａ氏が、真っ当に地震動を計算すると、浜岡原発の稼働を諦めざるを得ないほどの地震動が到来することを認識していたことをうかがわせるメールを送っている。

これに対して、一審被告は、審査会合、第２回ヘルプライン通報への社内調査、本件規制庁照会への対応という三つの局面において、不正な証跡（実際には行っていないことを行ったかのように偽装）となるバックデータを事後的に作成して虚偽の説明を重ね、ヘルプラインによる内部通報２件を握りつぶし、規制庁からの委託報告書原本の提出要請に対しては当初これを回避する方法を検討したのである。

これらは、単なるデータの捏造ではなく、発覚を防ぎ、虚偽を確定させるための継続的な隠蔽行為であり、「独自の正当化理論」に基づく組織ぐるみの不正行為であった。

４　社内外から諫言によっても経営陣の不正は止められなかったこと

⑴　中部電力と一審被告の代理人弁護士は一部共通しており、浜岡原発データ捏造等事件は、第１回ヘルプラインの審査の過程（第４・４項⑴参照）で、本件訴訟を担当している訟務担当者、代理人弁護士にも共有されていた可能性が高い（甲Ｄ３２６・１９７～１９８頁）。訟務担当者と弁護士は不正の隠ぺいを続けることに反対の意見を述べたとされる。しかし、内部通報者による極めて真っ当な通

報を始め、社内の訟務担当者、訴訟の代理人弁護士、コンプライアンス推進会議委員の社外弁護士など、複数の者からの諫言によっても、原子力土建部や経営陣はこれを聞き入れず、悪質な不正を止めなかった。これは、中部電力に、全く自浄作用がないことを示している。

⑵　また、代理人弁護士も、不正をすべきではない旨の意見を述べたものの、これが否定された後も、代理人を辞することなく、東京高裁、静岡地裁本庁及び同地裁浜松支部で係属中の訴訟において、浜岡原発の耐震性に問題がないという立場を維持していた。

⑶　ひとたび事故が起きれば、取り返しのつかない事態を生じさせ得る原子力事業においては、「地震に耐えられない可能性がある」という情報こそが最優先で共有されるべきである。しかし、中部電力は、それに直結するデータを意図的に捏造していたのみならず、それを問題視する内部通報を握りつぶし、規制当局の調査に対しても虚偽の説明を重ね、裁判においても虚偽の主張を繰り返していた。その組織風土全体に、原子力事業者として、原発を扱わせるべきではない重大な問題があると言わざるを得ない。

５　一審被告も同様の不正行為を行っている可能性が存在すること

このような不正は、一審被告においてもなされている可能性（単に発覚していないだけという可能性）が否定できない。

今回の調査報告書の認定によって、中部電力の不正が、代表波の選定方法①～④、接続周期の操作、模擬地震動の数値変更、波数積分法の加工処理という基準地震動策定の全プロセスに及んでいること、しかも、その発覚を防ぐための証拠隠滅行為が２０１８（平成３０）年から２０２５（令和７）年まで三つの局面で継続されたことが明らかになった。この不正には勝野社長までが関与しており、中部電力の不正は、もはや「一部の担当者の暴走」でも、「組織の一不祥事」でもなく、「独自の正当化理論」に基づいて、組織的・継続的に、確信犯的に実行

された文字どおりの犯罪的行為であったというべきである。

そして、これは、原発を稼働することが、事業者にとって極めて重要な関心事項であり、営利企業として、どんな手段を用いてでも稼働を目指すという宿痾に取りつかれていることを示す一事例といえる。脚注５で示したように、島崎邦彦・元委員長代理や更田豊志・元委員長が、「（電力事業者は）ごまかせるのであればそれでいい（という考えを持っている）」「（電力事業者は）いかようにも（規制を）くぐり抜ける」と発言しているのは、これが中部電力一社にとどまらない、電力事業者に共通する宿痾であることを明確に示している。

第６において述べたように、一審被告は繰り返し記録の改ざんや報告漏れ・隠蔽、事故やトラブルを起こしており、このような設計基準地震動の設定に関する深刻な不正が、本件原発においても発生していないとは到底言えない。むしろ、本件訴訟において、容易に提出できるはずの本件元データの提出を頑なに拒んでいる態度を見れば、一審被告が、中部電力と同種の不正を行っている可能性は十分に存在するといわなければならない。一審被告には、このような疑いを払しょくする責任がある。

裁判所は、一審被告に対し、この疑いを払しょくするべく、本件元データの提出を強く促すべきであるし、それでもなお一審被告が本件元データの提出を拒み続けるならば、基準地震動は本件原発の安全を確保できると認定することは許されず、一審原告らの人格権侵害の具体的危険の存在が事実上推認されるべきである。

以上

別　紙

時系列タイムライン（不正事案の推移）

〔根拠〕　甲Ｄ３２６：調査報告書（開示版）

甲Ｄ３２７ないし３３０：規制庁報告

甲Ｄ３３２：ＮＨＫ番組報道

3/31：２０２６年３月３１日中部電力報告書（証拠未提出）

１　全体の推移（３期区分）

期	期間	概要	根拠
第１期	2012 年ごろ～ 2021 年 3 月	不正の実行・隠蔽期。代表波の選定方法①～④、接続周期の操作、模擬地震動のチューニング等が行われ、審査会合で虚偽説明。社内通報（ヘルプライン）2 件が握りつぶされる。	甲Ｄ３２６
第２期	2021 年 7 月～ 2025 年 12 月	基準地震動は 2023 年 9 月に確定。2025 年 2 月、規制委員会に外部から情報提供。規制庁の調査開始後も証跡の作出・虚偽説明が続き、同年 12 月 18 日に規制庁へ報告。	甲Ｄ３２６ 甲Ｄ３２９
第３期	2026 年 1 月～ 2026 年 9 月	公表・規制対応期。中部電力が公表（1 月 5 日）、報告徴収・審査凍結（1 月 14 日）、規制庁の検査、廃炉解体費用の不正請求公表（8 月 27 日）、調査報告書公表（9 月 14 日）。	甲Ｄ３２６～甲Ｄ３３２

2　第１期①：不正の開始・審査の進行（2012 年ごろ～2018 年５月）

時期	出来事	根拠
2012 年頃	方法①（多数セットのうち一つのセットの代表波を選定）が、遅くともこの頃から行われていた。	3/31
2014 年２月	４号炉の新規制基準適合性に係る原子炉設置変更許可申請。調査報告書は、選定方法①・④の開始時期をこの頃と認定。	3/31 甲Ｄ３２６
2016 年 ３月 18 日	第 343 回審査会合。規制委員会が褶曲構造について「震源として考慮する活断層に該当しないかより慎重に検討すること」と指摘。	3/31
2016 年 ６月 17 日	第 370 回審査会合。中部電力が右範囲を「震源として考慮する活断層」と評価し「A-17 断層」とした。	3/31

3　第１期②：転機　A-17 断層・深さ５㎞化（2018 年５月～８月）

時期	出来事	根拠
2018 年 ５月 11 日	第 570 回審査会合。規制委員会が A-17 断層を検討用地震として選定すること、地震発生層上端の深さ（当時８㎞）を「もう少し浅く設定すること」と指摘。甲Ｄ３２６・甲Ｄ３３２ともこの会合が不正の転機と認定。	3/31 甲Ｄ３２６ 甲Ｄ３３２
2018 年６月	ライン外専門家を配置（審査資料の品質チェック体制）。	甲Ｄ３２６
2018 年 ８月 17 日	担当者のメールに「Ss-D に何としても収めるために、下位（例えば 20 波中 15 番目に平均に近いもの）のものを選んでいる」「事実を異なる説明をすることとなりますが、そんなことは無	甲Ｄ３２６

時期	出来事	根拠
	視して」と記載。	
2018 年 8 月 22 日	事業者ヒアリングで「A-17 断層による地震」を検討用地震として選定、深さ設定を「５㎞」と表明。	3/31

4　第１期③：方法②の開始と審査会合での虚偽説明（2018 年後半～2019 年）

時期	出来事	根拠
2018 年 （甲Ｄ３２６）	選定方法②開始（７ケース）。証跡作成方法⑨（「残差最小を代表波に選定した」ことの証跡となるバックデータの事後作成）も開始。	甲Ｄ３２６
2018 年 9 月 14 日	第 624 回審査会合。原規委から代表波の選定方法の説明を要請され、A-17 断層・基本震源モデル・破壊開始点１のケースで証跡作成方法⑨を実施。	甲Ｄ３２６
2018 年 12 月 ～ 2021 年 6 月	ライン外専門家が Vs の置換え・周期設定方法⑥の問題性・事後的処理⑫の明記等を繰り返し指摘。多くが反映されなかった。	甲Ｄ３２６
2019 年 1 月 18 日	第 671 回審査会合。証跡作成方法⑨による入れ替え後の図を提示し「残差最小の波形・スペクトルを代表波に選定した外観」で虚偽説明。	3/31 甲Ｄ３２６
2019 年 2 月 22 日	第 685 回審査会合。事後的処理⑫（フィルターカット処理を施した応答スペクトル図）を提示。	甲Ｄ３２６
2019 年前半～	選定方法③開始（63 ケース）。	甲Ｄ３２６

5　第１期④：第１回ヘルプライン通報とその握りつぶし（2019 年 10 月～2020 年）

時期	出来事	根拠
2019 年 10 月 7 日	Ｉ氏が第１回ヘルプライン通報（A-17 断層の計算最短周期３秒を審査会合資料に記載していない）。	甲Ｄ３ ２６
2019 年 10 月 31 日	Q弁護士「握りつぶす（このまま注記しない）という選択肢はない」「主管部のコンプライアンスに対する認識が低い」と指摘。	甲Ｄ３ ２６
2019 年 11 月 15 日	原子力土建部Ａ氏「もし、浜岡を諦めるリスクを自ら顕在化させるということであれば…現状の記載とさせていただきたく」とメール。	甲Ｄ３ ２６
2019 年 11 月 22 日・25 日	勝野社長・Ｒ副社長が「等」付記のみの方針を了承（専門家意見聴取を条件とするも、後日不実施）。	甲Ｄ３ ２６
2020 年 7 月 31 日	第 882 回審査会合資料に「接続周期の設定等を行い」と「等」が付記された。	甲Ｄ３ ２６

6　第１期⑤：第２回ヘルプライン通報とその握りつぶし（2021 年１月～3月）

時期	出来事	根拠
2021 年 1 月 4 日	Ｓ氏が第２回ヘルプライン通報（残差最小選定の記載は虚偽）。平成 30 年８月メールを証拠として提出。	甲Ｄ３ ２６
2021 年 2 月 10 日・15 日	原子力土建部が虚偽の報告書（2 月 15 日付）を提出。調査過程で証跡作成方法⑬を実施。	甲Ｄ３ ２６
2021 年 2 月 18 日	ヘルプライン事務局が「コンプライアンスに違反する行為は見られなかった」として対応終了。	甲Ｄ３ ２６

時期	出来事	根拠
2021 年 2 月 25 日	S 氏「意図的な選定をしていることが確認できました」。C 氏「『意図的』を敢えて良い意味に捉え、これ以上のやりとりは避けたほうが良い」。	甲Ｄ３ ２６
2021 年 3 月 4 日	ヘルプライン事務局が「コンプライアンス上の問題がない」として終了。弁護士照会・会議諮問なし。	甲Ｄ３ ２６

7　第 2 期：審査の完了・発覚から社内調査へ（2021 年 7 月～2025 年 12 月）

時期	出来事	根拠
2023 年 9 月 29 日	第 1191 回審査会合で基準地震動を確定（1 号機～4 号機側 1200 ガル・5 号機側 2094 ガル）。	甲Ｄ３ ３２
2025 年 2 月	原子力規制委員会に外部から情報提供（「中部電力が審査での説明と異なるデータ処理を行っている」）。	甲Ｄ３ ３２
2025 年 5 月 15 日	規制庁が中部電力に対し調査依頼の連絡（公益通報があった旨）。	3/31 甲Ｄ３ ２６
2025 年 5 月 21 日	第 1 回面談。面談後、社長等に対し「技術的に説明・対応できる内容である」旨を報告（不正は報告されず）。	3/31 甲Ｄ３ ２６
2025 年 9 月 11 日	第 3 回面談。証跡作成方法⑭・模擬地震動選定事後行為⑮⑯に基づき規制庁に虚偽説明。	甲Ｄ３ ２６
2025 年 10 月 30 日	第 4 回面談。規制庁から委託報告書の抜粋提示と原本提出を要請される。	3/31 甲Ｄ３ ２６
2025 年	D 氏らが「2022 年度の最終報告書の原本のみ提示し、過去の報	甲Ｄ３

時期	出来事	根拠
11 月 13 日	告書は抜粋のみ」の方針を検討。「審査の遅延・打ち切りリスク」を理由に説明。	２６
2025 年 12 月 2 日	林社長「とにかく隠す対応だけはしてはならない」と発言。勝野会長へも報告。	甲Ｄ３ ２６
2025 年 12 月 18 日	規制庁との面談で、選定方法①・②を実施していたこと、ヘルプライン通報が過去に行われていたことを報告。	甲Ｄ３ ２６ 3/31

8　第 3 期：公表・規制対応期（2026 年 1 月～9 月）

時期	出来事	根拠
2026 年 1 月 5 日	中部電力が臨時会見で不適切事案を公表。調査委員会の設置を決議。経済産業大臣の報告徴収を受領。	3/31 甲Ｄ３ ３１
2026 年 1 月 14 日	報告徴収命令（原子炉等規制法 67 条 1 項）の発出を決定し、適合性審査を無期限で凍結。検査の実施を了承。	甲Ｄ３ ２７
2026 年 1 月 26 日～6 月 17 日	検査第 1 回～第 7 回を実施。	甲Ｄ３ ２７～ Ｄ３３ 0
2026 年 2 月 25 日	検査状況報告（1 回目）（甲Ｄ３２７）。	甲Ｄ３ ２７
2026 年 3 月 18 日	検査状況報告（2 回目）（甲Ｄ３２８）。	甲Ｄ３ ２８
2026 年	中部電力が 3 月 31 日報告書を受理（方法①105・方法②聞き取	3/31

時期	出来事	根拠
3月31日	り80／委託報告書で少なくとも3）。	甲Ｄ３２９
2026年 5月27日	検査状況報告（3回目）（甲Ｄ３２９）。225ケースの分類・施設所掌部署の関与・罰則導入等の制度検討。	甲Ｄ３２９
2026年 7月1日	検査状況報告（甲Ｄ３３０）。事後的組換え69ケース。	甲Ｄ３３０
2026年 8月24日	ＮＨＫが「揺らぐ信頼　浜岡原発・データ不正の深層」を放送。	甲Ｄ３３２
2026年 9月11日	特別調査委員会が調査報告書（開示版）を公表。①～⑯の類型・証跡の作出・通報2件の握りつぶし・「独自の正当化理論」を認定。	甲Ｄ３２６
2026年 9月14日	中部電力が記者会見を行い、調査報告書を公表、社長らの辞任を発表。	-

以上